

船橋市家具転倒防止器具設置費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する高齢者等及び重度障害者等が、震災等の災害に備え、自らが居住している住宅に家具転倒防止器具を設置する費用を補助することで、高齢者等及び重度障害者等の災害時の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分及び賃貸住宅の居住用部分以外で居住者全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分を除く。）をいう。
- (2) 申請者 この要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (3) 高齢者等 次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 65歳以上であって要支援1若しくは2又は要介護1以上の認定を受けている者
 - イ 40歳以上65歳未満の者であって要介護3以上の認定を受けている者
- (4) 重度障害者等 次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者手帳1級又は2級（免疫機能障害は除く。）の交付を受けている者
 - イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度以上の知的障害と判定された者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - エ 難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者及び24時間人工呼吸器装着者
 - オ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等のうち24時間人工呼吸器装着者

(補助の要件)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、家具転倒防止器具（以下「器具」という。）設置日において、市内に住所を有し、かつ、

住民基本台帳に登録されている者その他市長が特に必要があると認める者であつて、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものであり、自ら器具を設置することが困難なものとする。

- (1) 高齢者等のみの世帯
- (2) 高齢者等及び18歳未満の者のみの世帯
- (3) 高齢者等及び重度障害者等のみの世帯
- (4) 高齢者等、重度障害者等及び18歳未満の者のみの世帯
- (5) 重度障害者等のみの世帯
- (6) 重度障害者等及び18歳未満の者のみの世帯

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象者が居住している住宅において、別に定める器具取付事業者一覧に掲載されている事業者による次に掲げる屋内の家具等の転倒防止に要した費用とする。

- (1) タンス及び食器棚
- (2) 冷蔵庫及びテレビ
- (3) その他これらに類するもので別に定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が居住している住宅において、既にこの要綱により補助金の交付を受けているときは補助の対象としない。

(補助対象器具)

第5条 補助の対象となる器具は、次に掲げる器具であつて、家具等と壁面、床面又は天井とを固定したものとする。

- (1) L型金具
- (2) プレート式器具
- (3) ベルト式、チェーン式又はワイヤー式器具
- (4) 床固定金具
- (5) その他前各号に掲げる器具と同等の強度を有するもの

2 次に掲げる器具は、補助の対象としない。ただし、前項各号に掲げる器具と併用する場合は、補助の対象とする。

- (1) つっぱり棒、ストッパー（傾斜を付けるもの）及び粘着マット
- (2) 家具の上下を連結する器具
- (3) テレビとテレビ台のみを固定する器具

（補助の額）

第6条 補助の額は、予算の範囲内において、20,000円又は補助対象経費の9割に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額とする。

（補助の申請）

第7条 申請者は、器具を設置した後、船橋市家具転倒防止器具設置費補助申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて、別に定める期限までに市長に申請しなければならない。

- (1) 同意書（第2号様式）
- (2) 補助対象者の氏名、住所、生年月日その他補助の要件が確認できる公的機関が発行した書類の写し（有効期限内のものに限る。）
- (3) 領収書、内訳書その他費用を支払ったことを証しており、器具の設置日、設置金額及び器具の種類が確認できる書類
- (4) 器具設置後の状況が明らかな写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助可否の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、その旨を船橋市家具転倒防止器具設置費補助可否決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助決定の取消し）

第9条 市長は、前条の規定による通知を受けた者が、船橋市補助金等の交付に関する規

則(昭和56年船橋市規則第50号)第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市家具転倒防止器具設置費補助金返還命令書(第4号様式)により交付した補助額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に設置した器具について適用する。

第1号様式

船橋市家具転倒防止器具設置費補助申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

家具転倒防止器具設置費の補助を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

器 具 設 置 日		年 月 日				
器 具 取 付 事 業 者		No		事業者名		
器具の設置に要した費用		円				
器具設置費補助申請額		円				
住 宅 の 所 有 区 分		<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家				
補 助 対 象 者	主 た る 対 象 者	住 所		船橋市		
		氏 名				
		生年月日		<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	
		身体の状況		<input type="checkbox"/> 介護保険 要支援(1・2) 要介護(1・2・3・4・5) <input type="checkbox"/> 障害者手帳(身体・療育・精神) 番号() 障害の程度() <input type="checkbox"/> 難病患者等 受給者番号()		
	そ の 他	世 帯 の 状 況	氏 名	年齢	続柄	備 考
					<input type="checkbox"/> 介護保険() <input type="checkbox"/> 障害者手帳等()	
					<input type="checkbox"/> 介護保険() <input type="checkbox"/> 障害者手帳等()	
					<input type="checkbox"/> 介護保険() <input type="checkbox"/> 障害者手帳等()	
					<input type="checkbox"/> 介護保険() <input type="checkbox"/> 障害者手帳等()	
振込先口座						
銀行 金庫 組合 農協		本 店 支 店 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード	店番号	口座番号
フリガナ						
口座名義人						

第2号様式

同意書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

申請者 氏 名

電話番号

家具転倒防止器具設置費の補助を申請するにあたり、次の内容について同意します。

記

- 1 申請内容に虚偽はありません。
- 2 補助対象者が居住している住宅において、過去に本補助金の交付を受けていません。
- 3 審査にあたっては、住民基本台帳の他、補助要件に関して市が保有している台帳を確認することに同意します。
- 4 申請者及び補助対象者は、船橋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 5 (賃貸の場合) 器具の設置を行うことについて、所有者等に同意を得ています。
- 6 市に対して、器具設置に伴い生じた住宅及び家具の傷並びに設置後に生じた事故について賠償の責任を求めません。

第3号様式

船橋市家具転倒防止器具設置費補助可否決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市家具転倒防止器具設置費の補助について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助します。
補助決定額 円
- 2 補助しません。
(理由)

第4号様式

船橋市家具転倒防止器具設置費補助金返還命令書

第 年 月 日
号

様

船橋市長

年 月 日付け 号の船橋市家具転倒防止器具設置費の補助決定について、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	
交 付 決 定 額	